

行政改革推進本部設置要綱

(目的)

第1条 財政健全化に向けた内なる改革を、全庁をあげて総合的に推進するため、行政改革推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政の効率化・スリム化の推進に関する事
- (2) その他行政改革に係る重要事項に関する事

(構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、それぞれ別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部会議)

第4条 本部会議は、本部長が招集し、これを主宰する。

- 2 本部長に事故があるときは、副本部長がこれを代行する。
- 3 本部長が必要と認めるときは、本部会議に本部員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月12日から施行する。

別表

本部長	知事	本部員	地域振興部長
副本部長	副知事		環境生活部長
本部員	出納長		健康福祉部長
	教育長		農林水産部長
	病院事業管理者		商工労働部長
	警察本部長		土木部長
	政策企画局長		企業局長
	総務部長		

